

令和 8 年度第 4 回（令和 8 年 5 月 1 9 日）庁議提案

□審議 報告 □その他

担当部・課：企画部政策企画課〔内線 4 2 1 3〕

## 1 件名

石巻市心の復興事業補助金の廃止について

## 2 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

### 【背景】

東日本大震災で被災した方の心身のケアやコミュニティ形成の促進を目的に、平成 2 9 年度から支援団体等が実施する事業に対して、国の「被災者支援総合交付金」を活用し、補助金を交付してきた。これにより、被災者の孤立防止や心身の健康維持を図り、安定的な日常生活を営むことができるよう支援してきたが、第 2 期復興・創生期間の終了に伴い、宮城県内における被災者支援総合交付金は原則終了となり、被災者支援は一般施策へ移行することになった。

### 【目的】

被災者支援総合交付金の終了に伴い、当該補助金を廃止したものの。

## 3 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

### 【根拠法令：有 □無】

被災者支援総合交付金実施要綱（平成 2 7 年 4 月 9 日復本第 5 7 2 号）

被災者支援総合交付金交付要綱（復興庁）（令和 8 年 4 月 1 日復本第 5 5 3 号）

石巻市心の復興事業補助金交付要綱（平成 2 9 年石巻市告示第 2 3 2 号）

### 【総合計画の位置付け：有 □無】

第 1 章 住民同士の絆・支え合いで安全安心に暮らせるまち

第 1 節 共生型社会に向けた地域コミュニティ活動活性化の充実

### 【個別計画の位置付け：□有 無】

## 4 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

平成 2 8 年度 復興庁の直轄補助で実施

平成 2 9 年 7 月 石巻市心の復興事業補助金交付要綱施行

令和 6 年 4 月 石巻市心の復興事業補助金交付要綱改正

（実施団体の自立した事業実施への移行期間として、事業期間を 2 年間延長、補助率、補助上限額の見直しを行った。）

令和 8 年 3 月 石巻市心の復興事業補助金交付要綱廃止（令和 8 年 4 月 1 日施行）

## 5 主な内容

石巻市心の復興事業補助金を廃止したものの。

## 6 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

### 【影響・効果】

本補助金については、令和5年度までとしていた当初の事業期間を2年間延長し、自主的な取組への移行期間を確保してきた。併せて、令和6年度には補助率の見直しを行うとともに、令和8年度以降は補助金の継続が困難となる見込みである旨を募集要項等で周知するなど、団体の自立した活動に向けた環境整備を進めてきた。

今後、心の復興に資する取組については、既存の支援制度の活用を基本とし、支援団体からの相談に応じて活用可能な制度の案内や必要な助言を行う。

取組実績（過去4年間） (単位：団体・千円)

年度	交付団体数	交付額
R4	15	20,368
R5	17	14,893
R6	16	10,160
R7	14	9,655

## 7 他の自治体の政策との比較検討

東松島市 「心の復興」事業補助金 令和7年度で終了

宮城県 NPO等による心の復興支援事業補助金 令和7年度で終了

## 8 今後の予定及び施行予定年月日

## 9 その他